微量 PCB 汚染物の無害化処理実績等

１．無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了※1台数）			備　　考
		年　月	月計（台）	累計（台）	
兵庫県神戸市兵庫区 和田崎町一丁目６番	ＰＣＢ汚染物 （微量ＰＣＢ汚染廃電気機器等）	平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成 28 年 １月	０	０	・平成 28 年 １月 27 日処理開始
		平成 28 年 ２月	０	０	
		平成 28 年 ３月			

（注）※１．洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材のＰＣＢ濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）でもって処理完了とする。

２．環境関係測定結果

項　目		単位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排　気 （活性炭塔出口）	PCB 濃度	mg/m^3_N	－【測定対象外】	－【測定対象外】	－	0.01	0.1 ※2
	ダイオキシン類濃度	$ng\text{-}TEQ/m^3_N$			－	0.01	0.1 ※3
環境大気 （敷地境界）	PCB 濃度	$\mu g/m^3$	－【測定対象外】	－【測定対象外】	－	－	0.5 ※4
	ダイオキシン類濃度	$pg\text{-}TEQ/m^3$			－	－	0.6 ※5

（注）※2．環境庁通達（昭和 47 年環大企 141 号）に定める排ガスの排出許容限界（液状のＰＣＢ等の焼却施設に係る基準値準用）
※3．ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）
※4．環境庁通達（昭和 47 年環大企 141 号）における大気の暫定環境濃度　　※5．ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気の環境基準

微量 PCB 汚染物の無害化処理実績等

1．無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了※1台数）			備　　考
		年　月	月計（台）	累計（台）	
神奈川県藤沢市 本藤沢四丁目 1047 番 1	ＰＣＢ汚染物 （微量ＰＣＢ汚染廃電気機器等）	平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成 28 年 1 月			
		平成 28 年 2 月	0	0	・平成 28 年 2 月 22 日処理開始
		平成 28 年 3 月			

（注）※1．洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材のＰＣＢ濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）でもって処理完了とする。

2．環境関係測定結果

項　目		単位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排　気 （活性炭塔出口）	PCB 濃度	mg/m^3_N	―【測定対象外】	―【測定対象外】	―	0.01	0.1 ※2
	ダイオキシン類濃度	$ng\text{-}TEQ/m^3_N$			―	0.01	0.1 ※3
環境大気 （敷地境界）	PCB 濃度	$\mu g/m^3$	―【測定対象外】	―【測定対象外】	―	―	0.5 ※4
	ダイオキシン類濃度	$pg\text{-}TEQ/m^3$			―	―	0.6 ※5

（注）※2．環境庁通達（昭和 47 年環大企 141 号）に定める排ガスの排出許容限界（液状のＰＣＢ等の焼却施設に係る基準値準用）
※3．ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）
※4．環境庁通達（昭和 47 年環大企 141 号）における大気の暫定環境濃度　　※5．ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気の環境基準